

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ1頁24・25行目で、「第二行為は第一行為と異なる犯罪の故意に基づいて行われている」としているのに、本件第二行為で故意犯の検討をしないのは矛盾しているのではないか。
2. 弁護側が採用するA説(二行為説)では、第一行為に殺人未遂罪が、第二行為に過失致死罪が成立することになるが、殺意をもって第一行為を行い人の死亡結果を発生させている
- 10 にもかかわらず、行為者に殺人既遂の罪責を負わせられないのは結論が妥当ではないのではないか。
3. 弁護レジュメ2頁30行目で、予見可能性を認めているが、行為者の主観としては被害者はすでに死亡しているため、予見可能性が認められないのではないか。そのため、弁護側が採用するA説(二行為説)では、結果として人の死亡結果を発生させているにもかかわ
- 15 らず、行為者に死亡結果について帰責できないのは妥当でないのではないか。

以上